

学校法人修道学園における求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止 に関する基本方針の策定について

策定の趣旨：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号）の公布に伴い、2026 年 10 月より事業主に求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置を講じることが義務化された。このことから学校法人修道学園は、優越的地位の濫用防止、求職活動等のルールの事前明確化、相談体制の整備、求職者に対するセクシュアルハラスメントを行った者に対する厳正な対処及び相談者等のプライバシー保護等を基本方針として定めることで、安全かつ公正な選考環境を構築し、社会的信頼の維持向上とコンプライアンスのさらなる推進を図る。

学校法人修道学園における求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

1. 趣旨

学校法人修道学園（以下「本法人」という。）は、求職活動等に応募する全ての求職者等の基本的人権と個人の尊厳を尊重し、公平・公正な選考を行います。

求職活動等における求職者等に対するセクシュアルハラスメント（ジェンダーアイデンティティ、性的指向に関する言動を含む。）は、教育・研究機関としての信頼を損なう行為であり、本法人はこれを一切容認しません。

2. 定義

本法人では、求職者等に対するセクシュアルハラスメントについて、以下のとおり定義します。

- (1) 求職者等とは、求職者（求人に応募する者）、求職者以外の者であって、本法人が実施する労働者の採用に資する活動に参加する者または本法人において実習等を受ける者をいいます。
- (2) 求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、本法人の教職員等による性的な言動により、求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。
- (3) 求職活動等とは、求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。
 - ・採用面接への参加
 - ・就職説明会への参加
 - ・教職員等への訪問
 - ・インターンシップへの参加
 - ・教育実習等の実習への参加
- (4) 教職員等とは、本法人が雇用する全ての労働者、役員、業務委託等の契約に基づいて本法人に派遣される派遣労働者その他本法人の業務に従事する者をいいます。

3. 求職活動等における本法人の遵守事項

- (1) 面接・面談場所の制限

採用に関する面接や面談は、原則として事前に指定された本法人内の会議室等で行い、本法人外での実施を禁止しています。ただしオンライン形式での実施、または外部会場での説明会等

の場合はこの限りではありません。

(2) 複数名による選考の徹底

全ての選考プロセスにおいて、複数名（2名以上）で実施することとしています。

(3) 私的連絡の禁止

全ての選考において、本法人が指定する公式チャネル以外での直接連絡を禁止しています。また、私用SNSの交換やDMを禁止しています。

4. 相談体制の整備

【相談窓口】

本法人の求職活動等において、不適切な言動を受けたり不安を感じたりした場合は、以下の相談窓口に相談してください。

(1) 法人事務局・広島修道大学

広島修道大学学外相談窓口（gakugaisoudan@js.shudo-u.ac.jp）

(2) 修道中高部

修道中学校・修道高等学校外部相談窓口（soudan-madoguchi@shudo-h.ed.jp）

(3) 協創中高部

広島修道大学ひろしま協創中学校・高等学校外部相談窓口（hkh-soudan@kyoso.ac.jp）

【相談があった場合の対応】

相談・通報があった場合は、事実関係を確認し、適切に対応します。

【相談者等のプライバシー保護】

相談者のプライバシーは厳密に保護されます。

【不利益な取扱いの禁止】

ハラスメントの相談・通報したことを理由に、求職活動等において不利益な扱いを受けることはありません。

5. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者への厳正な対処

本法人は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの事実が確認された場合、行為者である教職員等について、就業規則等に基づき、厳正に対処します。

6. 教育及び周知

本法人は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、教職員等に対し、本方針の周知及び必要な啓発を行います。

また、本方針及び相談窓口について、本法人のWEBサイト、採用案内その他適切な方法により求職者等に周知します。